

令和2年6月

各位

(公社) 北海道観光振興機構  
会 長 小 磯 修 二  
(公 印 省 略)

北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」のグッズ商品化権使用および販売に係る  
企画提案について

時下 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当機構の事業推進に、格別なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

キュンちゃんの有償販売物への商標使用に係る平成25年10月1日以降の要綱を定め、  
キャラクターの商品化販売に係る企画提案を公募いたします。

記

1 企画提案内容

北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」の商標を使用したグッズの製作・卸・  
販売業務およびそれに伴う管理

- ① 製造業務
- ② 卸業務
- ③ 販売業務（北海道全体での展開を希望）

2 目的

北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」の商標を使用したグッズを制作・販売  
することで、北海道観光を盛り上げ、広く道民・観光客にキャラクターを周知すると  
ともに、旅行促進を図る。

3 商標許諾料

「キュンちゃん」の商標使用は有償とし、使用許諾料が必要となります。

使用内容（平面・立体物・デジタルコンテンツ）によって、使用許諾料が異なります。

平 面：商品のメーカー希望小売価格（税抜）×生産個数＝合計金額の3%＋消費税

立 体 物：商品のメーカー希望小売価格（税抜）×生産個数＝合計金額の5%（キャラ  
クター創作者の監修料を含む）＋消費税

なお、立体物製作のため、4面図等を新規におこす必要がある場合は、キャ  
ラクター創作者に別途新規デザイン料を支払うこととする。

（新規デザイン料は申請者負担。）

※基本形（鹿バージョン）のみ4面図（PDF）があります。

基本形以外のご当地キュンちゃんの立体物製作の際は、新規に4面図等をおこす  
必要があります。

デジタルコンテンツ：使用内容を確認の上、本件商標の使用許諾料の算出方法・パーセン  
テージを観光機構が決定する。

#### 4 販売地域

北海道内とする。ただし、観光機構と協議・承諾の上、観光機構が定める下記条件付きにて、一部道外（北海道物産展、北海道のアンテナショップなど）、インターネットでの販売を認める。

ただし、北海道内での販売が主のため、道外のみ、インターネットのみでの販売は不可とする。

※道外／北海道物産展、北海道のアンテナショップなど北海道にちなんだ場所・催事であること。

基本形（鹿バージョン）のグッズ（ぬいぐるみを除く）のみ、上記条件に該当する道外店舗・催事での販売も可。

基本形のぬいぐるみおよび、平面・立体物を問わずご当地バリエーションは、北海道内限定販売とし、道外での販売は不可。

インターネット／基本形（鹿バージョン）のグッズ（ぬいぐるみを除く）のみ、インターネットでの販売も可。

基本形のぬいぐるみおよび、平面・立体物を問わずご当地バリエーションは、北海道内限定販売とし、インターネットでの販売は不可。

#### 5 商標使用許諾期間

観光機構使用許諾日から最大1年間とする。

#### 6 商標使用に伴う条件

① デザインマニュアル（ただし、立体物の製作も可）および要綱参照。

なお、ご当地キュンちゃん（イカ、鬼など）の単独使用商品については、道内全域で販売可能だが、マニュアル設定該当エリアでの販売も実施すること。

② 商品は、ビニール等で必ず個別包装を行うこととし、個別包装には、観光機構指定の公式ロゴマークデータを用いて作成したシールを貼ること。

（シールサイズ：縦1.5cm×横2cm）

食品については、製造日から賞味期限が1か月以上の商品（焼き菓子等）とし、北海道と関連性があるものとする。

③ ご当地キュンちゃんの4面図等、新規にデザインを描きおこした場合、創作者に依頼したデザインデータの著作権・商標権等の一切の権利を観光機構に帰属するものとする。

※デザインマニュアル・使用許諾申請書は別途提案希望者に配布いたしますので、下記担当者までご連絡願います。

#### 7 提出書類

① 企画書等、本件商標の使用内容が分かるもの。

② 本件商標を使用しようとする物品の見本（以下「見本」という。）

ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する物品が確認できる写真・サンプル等でもよいものとする。

なお、商品宣伝のため使用するポップ広告・チラシ等は販売される商品と一体的なもののみならず、申請いただいた商品のなかにも含まれます。ご利用の際は、申請と同時に、ポップ等の見本も添付願います。

ただし、使用許諾料は商品に対してのみ発生し、商品を宣伝するためのポップ等の宣伝物には、使用許諾料は発生しません。

- ③ 企業概要書
- ④ 本件商標を使用しようとする商品が食品の場合は、上記3項に加え、①製造もしくは販売に係る「保健所の許可書（写し）」または、「業務開始報告書（写し）」、②「製造または販売する店舗等一覧」を添付すること。
- ⑤ その他観光機構が必要と認める書類。

#### 8 提出場所

(社) 北海道観光振興機構 マーケティング部 担当：林

TEL：011-231-0941 FAX：011-232-5064

## 「北海道観光PRキャラクター キュンちゃん」の有償販売物への商標使用に関する要綱

### 第1条(趣旨)

この要綱は、北海道観光を宣伝する目的で、「北海道観光PRキャラクター キュンちゃん」に係る有償販売物への商標(以下「本件商標」という。)使用に関する要綱を定めるものとする。

### 第2条(本件商標に関する権限)

本件商標に関する一切の権限は、公益社団法人 北海道観光振興機構(以下「観光機構」という。)に属する。

### 第3条(本件商標の仕様・使用範囲)

本件商標の仕様は観光機構指定のデザインマニュアルのとおりとする。

本商標を使用できる範囲は、食品、オリジナルグッズ、デジタルコンテンツとする。

- 2 食品については、製造日から賞味期限が1か月以上の商品(焼き菓子等)とし、北海道との関連性があるものとする。
- 3 デジタルコンテンツは、北海道の観光振興に寄与するもので、観光機構で内容判断のもと、決定することとする。

### 第4条(使用の許諾)

本件商標を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめ申請を行い、観光機構と商品化権使用許諾契約書を締結しなければならない。

また、許諾を受けた商品は、ビニール等で必ず個別包装を行うこととし、個別包装には、観光機構指定の公式ロゴマークデータを用いて作成したシールを貼ること。

(シールサイズ:縦1.5cm×横2cm)

デジタルコンテンツについては、観光機構指定の公式ロゴマークを本件商標とともに掲載すること。

- 2 製作については、平面・立体物問わず、観光機構の監修が必須となるほか、立体物の製作については、本件商標創作者 イラストレーター そら氏(以下「創作者」という。)の監修が必須となる。

なお、立体物製作のための4面図や表情・姿態の改変等によりデザインを新規でおこす必要がある場合は、キャラクター創作者に別途新規デザイン料を支払うこととする。

(新規デザイン料は申請者負担。)

- 3 デジタルコンテンツ製作については、静止画・動画問わず、観光機構の監修が必須となるほか、動画の製作については、本件商標創作者 イラストレーター そら氏(以下「創作者」という。)の監修が必須となる。

なお、動画の監修、および表情・姿態の改変等によりデザインを新規でおこす必要がある場合は、キャラクター創作者に別途監修料・新規デザイン料を支払うこととする。(新規デザイン料は申請者負担。)

- 4 第2項、第3項の立体物・動画等の製作に伴い、申請者が創作者に監修またはデザイン製作を依頼し、新規デザインデータを描きおこした場合、描きおこした新規デザインデータの著作権・商標権等の一切の権利は当機構に帰属するものとする。

※基本形(鹿バージョン)キュンちゃんのみ4面図(PDF データ)があります。

基本形以外のご当地キュンちゃんの立体物を製作の際は、新規に4面図等をおこす必要

があります。

- 5 前項の規定は、使用許諾を受けた事項を追加生産等、追加申請する場合においても、同様とする。
- 6 観光機構は、本件商標の使用を許諾する場合には、条件を付することができる。
- 7 観光機構は、使用申請者が第1項および第2項、第3項、第4項の規定による使用許諾等に要した費用については、一切責任を負わないものとする。

#### 第5条(使用申請)

前条の許諾を受けようとする者は、別紙商品化権使用許諾申請書(様式1)を用い、観光機構に申請しなければならない。

2 本件商標を使用しようとする物品によっては、次に掲げる書類を添えるものとする。

- ① 企画書等、本件商標の使用内容が分かるもの。
- ② 本件商標を使用しようとする物品の見本(以下「見本」という。)  
ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する物品が確認できる写真・サンプル等でもよいものとする。  
なお、商品宣伝のため使用するポップ広告・チラシ等は販売される商品と一体的なもの  
とみなし、申請いただいた商品のなかに含まれます。  
ご利用の際は、申請と同時に、ポップ等の見本も添付願います。  
ただし、使用許諾料は商品に対してのみ発生し、商品を宣伝するためのポップ等の宣伝  
物には、使用許諾料は発生しません。
- ③ 企業概要書
- ④ 本件商標を使用しようとする商品が食品の場合は、上記3項に加え、①製造もしくは販  
売に係る「保健所の許可書(写し)」または、「業務開始報告書(写し)」、②「製造または  
販売する店舗等一覧」を添付すること。
- ⑤ その他観光機構が必要と認める書類。

#### 第6条(使用許諾の期間・地域)

本件商標の商品化権使用許諾の期間は、商品権使用許諾日から最大1年間(販売開始は平  
成25年10月1日以降)とし、販売許諾地域は、北海道内とする。

ご当地バージョン(イカ・鬼など)についても、北海道内全域で販売可能だが、マニュアル設定該  
当エリアでの販売も行うこと。

また、観光機構と協議、承諾の上、観光機構が定める下記条件付きにて、一部、道外(北海道  
物産展、北海道のアンテナショップなど)、インターネットでの販売を認める。

ただし、北海道内での販売が主のため、インターネットのみでの販売は不可とする。

#### \* 道外

北海道物産展、北海道のアンテナショップなど北海道にちなんだ場所・催事であること。

基本形(鹿バージョン)のグッズ(ぬいぐるみを除く)のみ、上記条件に該当する道外店舗・催  
事での販売も可。

基本形のぬいぐるみおよび、平面・立体物を問わずご当地バージョンは、北海道内  
限定販売とし、道外での販売は不可。

#### \* インターネットでの販売条件

基本形(鹿バージョン)のグッズ(ぬいぐるみを除く)のみ、インターネットでの販売も可。

基本形のぬいぐるみおよび、平面・立体物を問わずご当地バージョンは、北海道内限定  
販売とし、インターネットでの販売は不可。

- 2 使用者は観光機構に本件商標の使用販売状況等について、別紙報告書(様式2)をもって毎月報告するものとする。

#### 第7条(使用許諾の制限)

観光機構は次の各号のいずれかに該当するときには、本件商標の使用を許諾しないものとする。

- (1) 北海道観光の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるがおそれがある場合。
- (2) 消費者の利益を害するおそれがある場合。
- (3) 立体物で、その表現が本件商標の立体物と認められないとき。
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に活用されるおそれがある場合。
- (5) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合。
- (6) 事務所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合。
- (7) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
- (8) その他許諾することを観光機構が不相当と認めた場合。

- 2 前項の場合、申請に要した費用等については、観光機構は一切の責任を負わない。

#### 第8条(使用許諾の取消し)

観光機構は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときには、当該商品化権使用許諾を取り消し、回収等の指示をすることができ、当該商品化権許諾商品の商品化権使用許諾取消通知書(様式6)の発行をもって、使用者に通知することとする。

- (1) 使用者がこの要綱またはこの要綱に基づく基準に違反したとき。
  - (2) 使用者が第3条および第4条の使用の許諾の条件に違反したとき。
  - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
  - (4) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (5) その他、本件商標の使用継続が不相当であると認められたとき。
- 2 観光機構は前項の規定による使用許諾契約の解除および使用許諾の取り消し、回収等の指示により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

#### 第9条(使用の非独占性)

使用者は、観光機構が許可した用途に限定して、本件商標を使用することができるが、それは非独占的になされるものとする。

#### 第10条(使用許諾料)

本件商標の使用許諾料は、次の各号に掲げる本件商標の使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 商品(販売を目的として製造する製品(そのパッケージを含む)およびそれに準ずるものをいう。)に平面使用する場合、商品の販売総額(メーカー希望小売価格にその予定生産数を乗じて算出される金額)の3%の金額と消費税。
- (2) 商品(販売を目的として製造する製品(そのパッケージを含む)およびそれに準ずるものをいう。)に立体物使用する場合、商品の販売総額(メーカー希望小売価格にその予定生産数を乗じて算出される金額)の5%(キャラクター創作者の監修料を含む)の金額と消費税。
- (3) デジタルコンテンツに本件商標を使用する場合については、使用内容を確認の上、本件商標の使用許諾料の算出方法・パーセンテージを別途、観光機構が決定することとする。

(4) 前号に該当しない場合、別途観光機構が決定する額。

#### 第11条(使用許諾料の納付)

使用者は第4条の使用許諾契約を締結または、第13条の追加使用許諾通知書を受領した日の翌月末までに第10条の規定により算出した使用許諾料を指定の口座に振込まなければならない。

この場合における振込手数料は、使用者の負担とする。

2 前項の規定により納入された使用許諾料は、理由のいかんを問わず、これを還付しない。

使用許諾を受けた事項の変更により新たに使用許諾料が納入された場合も同様とする。

#### 第12条(使用上の遵守事項)

本件商標の使用にあたっては、この要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた事項以外の目的に使用しないこと、またその権利の譲渡や転貸をしないこと。
- (2) デザインマニュアルに定められた形状、色等に従って正しく使用すること。
- (3) 本件商標の一部のみの使用や複製、二次使用、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
- (4) 本件商標の使用後は成果品を速やかに観光機構に提出すること。
- (5) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (6) 第三者が商標権を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに観光機構に連絡すること。
- (7) 第三者との係争、審判、訴訟等について、観光機構に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (8) 使用者は、本件商標の使用に際して、故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、観光機構に迷惑を及ぼさないように処理すること。

#### 第13条(使用許諾の追加)

使用者は、使用許諾を受けた事項に追加生産・販売等の変更が生じるときは、追加商品化権使用許諾申請書(別紙様式3)に商品化権使用許諾契約書および変更後の見本を添えて観光機構に提出し、改めて変更後の追加商品化権使用許諾通知書(別紙様式4)の交付を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、本件商標を使用する物品が確認できる写真等を添付するものとする。

#### 第14条(使用許諾取消しの申請)

使用者は本件商標を使用する必要が無くなったときは、「商標化権使用許諾取消(商品化使用許諾契約解除・使用中止)届(別紙5)」に商品化権使用許諾契約書(変更があったときは変更後の使用許諾通知書も添付)を添えて観光機構に提出しなければならない。

#### 第15条(法的リスク)

観光機構は、商標使用の許諾を行った有償物の製造・流通・販売等商品に係る一切の法的リスクを負わない。

#### 第16条(損失補償等の責任)

観光機構は、本件商標の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わない。

第17条(その他)

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、観光機構が別に定める。

附則

この要綱は平成24年8月21日から施行する。

平成25年8月5日一部改正